

### (13)妊産婦健康診査

母体と胎児の健康の保持及び増進を図ることを目的に、妊娠中に受ける健康診査 14 回分と産後に受ける健康診査 2 回分について公費負担を実施し、より安心して健やかな妊娠出産を支援します。

#### 【実績】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込)
確保方策 の実績	人数	7,019	6,702	6,474	6,188	7,061
	健診 回数	85,930	84,539	80,084	88,117	112,976
		実施場所:医療機関、助産所 検査項目:診察、血液検査等 実施時期:通年				

※(確保方策の実績の考え方)妊婦・産婦健康診査実施延べ件数

#### 【量の見込みと確保方策】

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	人数	6,283	6,173	6,054	5,929	5,793
確保方策	人数	6,283	6,173	6,054	5,929	5,793
	健診 回数	100,528	98,768	96,864	94,864	92,688
		実施場所:医療機関、助産所 検査項目:診察、血液検査等 実施時期:通年				

※(量の見込みの考え方)今後の出生数の動向による算定。令和 2 年度～令和 6 年度推計人口(0 歳)

## 4. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

乳幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることから、子どもの健やかな発達を保障するために、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の安定的な提供に努めます。

また、認定こども園、保育所、幼稚園の園児と小学生の交流の場を設けるなど、幼児期の教育・保育から小学校教育への円滑な接続を図ります。